◎新潟県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　上町屋釜沢糸魚川線

3　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷地の幅員	延　　長
糸魚川市大字上野字舟木4177番１から 同市大字上野字舟木4087番５まで	新	9.5～18.2メートル	372.8メートル
	旧	4.7～16.9メートル	372.8メートル